議案４

「消防指令業務に関する事務を処理するために共同設置された内部組織の職員の給料及び手当の支給に係る事務の委託に関する附属協定書（案）」について

「消防指令業務に関する事務を処理するために共同設置された内部組織の職員の給料及び手当の支給に係る事務の委託に関する附属協定書（案）」を次のように定める。

なお、本協定については、令和８年１１月２７日に京都市と関係団体（京田辺市、精華町及び乙訓消防組合をいう。）との間でそれぞれ締結するものとする。

京都市と○○との間の消防指令業務に関する事務を処理するために共同設置された内部組織の職員の給料及び手当の支給に係る事務の委託に関する附属協定書

京都市（以下「委託団体」という。）及び○○（以下「受託団体」という。）は京都市と○○との間の消防指令業務に関する事務を処理するために共同設置された内部組織の職員の給料及び手当の支給に係る事務の委託に関する規約（以下「事務委託規約」という。）第４条の規定に基づき、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（用語）

第１条　この協定において使用する用語は、事務委託規約において使用する用語の例による。

（委託料）

第２条　事務委託規約第３条第１項に規定する委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託料」という。）は、職員に係る給料及び手当（退職手当を除く。）並びに共済費等（地方公務員共済組合等負担金、地方公務員災害補償基金負担金及び退職手当組合負担金並びに職員互助会補助金をいう。）（以下「給料等」という。）とする。

２　前項の委託料には、給料等の支給等に係る人件費、システム管理費、事務費その他これらに類する経費を含まないものとする。

（委託料の請求及び交付）

第３条　委託団体は、事務委託規約第３条第２項の規定により協議して定めた委託料を、受託団体の請求に基づき概算払により交付するものとする。

２　前項の委託料の請求は、毎年度四期に区分し、各期均等に行うものとする。

３　前項の請求による納期は、当該四半期に属する最初の月の末日までとする。

４　前各項に定めるもののほか、委託料の請求及び交付に関し必要な事項は、受託団体が委託団体と協議して定めるものとする。

（予算の執行）
第４条　受託団体は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、受託団体の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。
２　受託団体は、毎年度１２月末までに委託料に係る執行見込額を委託団体に通知するものとする。
３　大規模災害の発生その他の事由により、当初の予算に不足が生じると見込まれるとき又は不足が生じることが明らかとなったときは、受託団体は、速やかにその旨及び当該不足見込額を委託団体に通知するものとする。

（委託料の額の確定）
第５条　受託団体は、毎年度終了後速やかに、第３条第１項の規定により交付を受けた委託料について、委託団体と協議して当該年度の委託料の額を確定させるものとする。
２　受託団体は、前項の規定より委託料の額を確定した場合において、剰余金が生じたときは、当該剰余金を出納の閉鎖までに委託団体に返納するものとする。

（協議）
第６条　この協定の施行に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、委託団体及び受託団体が協議して定める。

附　則
この協定は、令和８年１２月１日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ１通を保管するものとする。

令和８年１１月２７日

京都市長　松　井　孝　治

○○（市町長・管理者）